

平成29年第7回

置戸町議会定例会会議録

平成29年6月15日開会

平成29年6月16日閉会

置戸町議会

平成29年第7回置戸町議会定例会（第1号）

平成29年6月15日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 6号 平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第39号 財産の取得について
- 日程第14 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第 4号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 5号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 6号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第 7号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第 8号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第 9号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 報告第 7号 専決処分の報告について

日程第 29 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 報告第 6号 平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第39号 財産の取得について

日程第14 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第15 同意第 4号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第16 同意第 5号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第17 同意第 6号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第18 同意第 7号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第19 同意第 8号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第20 同意第 9号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第21 同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第22 同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第23 同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第24 同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第25 同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第26 同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第27 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について

日程第28 報告第 7号 専決処分の報告について

日程第29 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	渡辺	登美子	町づくり企画課長	坂森	誠二
総務課長	深川	正美	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	栗生	貞幸
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
総務課総務係長	芳賀	真由美	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	石森	実昭
社会教育課長	蓑島	賢治	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	今西	輝代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗生 貞幸

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深川 正美（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	高橋	一史	議事係表	祐太郎
臨時事務職員	中田	美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成29年第7回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、3番 高谷勲議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。
事務局長。

○高橋事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第31号から議案第39号。
- ・ 同意第3号から同意第16号。
- ・ 報告第6号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・ 報告第7号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第8号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの5日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの5日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申出があります。発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町交流促進センターの再開について、行政報告を申し上げます。

置戸町交流促進センター勝山温泉ゆうゆは、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆを新たな指定管理者として、4月1日リニューアルオープンいたしました。当日は天候にも恵まれ、2年間お待たせいたしました、たくさんのゆうゆのファンから、オープニング記念セレモニーが執り行われるにあたりまして、たくさんの方々から見守っていただきました。奥山理事長の開業宣言と花火の合図の下、集まった皆さんの温かい拍手に包まれ、オープンの運びとなりました。

これまで2ヵ月が経過いたしましたので、再開後の利用状況についてご報告申し上げます。

入浴の利用状況ですが、4月は9,193人、1日平均で306人。5月は7,845人、1日平均で253人。2ヵ月平均しますと、1日当たり279人の入浴客となります。また、4月29日から5月7日までのゴールデンウィーク9日間では、4,051人、1日平均で450人になりますが、4,051人を数えまして、9月4日は、これまで最高の731人の方にご利用いただきました。

次に、コテージは、4月7日から利用開始しまして5月末までで78棟、1日平均しますと1.4棟ということになります。344人、平均で6.3人の利用をいただきました。

レストラン部門につきましては、調理スタッフも整い、5月15日から営業を始めました。食事メニューは、6品からのスタートでしたが、お客様のご要望に答え、少しずつではありますが、メニューを増やしているようであります。また、レストランのオープンに伴い、昼食や宴会等の団体利用の申し込みも少しずつ入ってきているように聞いております。その他、売店では、地域の特産品や日用品等が並び、休憩ホールでのソフトクリームやジュース、ビール、つまみ等の売り上げも大変好調とお聞きをしております。お客様を迎えるスタッフは、現在20名となりましたが、これまでの間、接客マナーの研修等を行い、お客様から素晴らしい対応との声も多くいただいております。

勝山温泉ゆうゆが地域に愛され、置戸の宝となることを目指し、参画した社員並びにスタッフの誰もが心を一つにして、勝山温泉ゆうゆを運営するとの思いがお客様へ伝わっているものと確信をしているところであります。今後も勝山温泉ゆうゆの安定経営、発展経営を目指すためには、町民皆様のご指示と、一般社団法人の絶え間ない経営努力が不可欠であります。置戸町も一般社団法人の運営に対し、継続的な支援と連携を図ってまいります。議会ははじめ町民の皆さんのこれまで以上の温かいご支援をお願い申し上げ、行政報告とします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 報告第 6号 平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について

○佐藤議長 日程第4 報告第6号 平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました報告第6号は、平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。報告の内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 それでは、報告第6号について説明いたします。

報告第6号 平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次のページをお開きください。

平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、平成28年度置戸町一般会計補正予算(第5号)及び(第9号)で予算措置した個人番号カード関連事務委任事業他2事業につきましては、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行いました。3月31日に翌年度会計に繰越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対して報告するものです。

内容につきましては、表に記載のとおりですが、1行目の個人番号カード関連事務委任事業につきましては同額を繰越しました。2行目の臨時福祉給付金給付事業は、繰越予定額を1,369万4,000円としておりましたが、平成28年度中の執行経費、システム改修費、50万8,000円を差し引いた1,318万6,000円を。3行目の町道秋田中里線災害復旧事業は、繰越予定額を2,151万3,000円としておりましたが、契約額が1,814万4,000円となったため、その同額を繰越しました。

下段の計欄をご覧ください。

繰越予定の金額3,545万円、実際に翌年度へ繰越した金額は3,157万3,000円。財源内訳につきましては、国庫支出金2,546万6,000円。地方債340万円。一般財源270万7,000円となっております。

同じく、平成28年度置戸町簡易水道会計補正予算(第3号)で、予算措置した簡易水道再編推進事業につきましては、年度内実施が困難として、繰越明許費の補正を行いました。3月31日に翌年度会計で繰越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対して報告するものです。

内容につきましては、表に記載のとおりですが、同額を繰越しました。

下段の計欄をご覧ください。

繰越予定の金額1億9,075万円、実際に翌年度へ繰越した金額は同額の1億9,075万円。財源につきましては、国庫支出金4,360万円。地方債1億4,710万円。一般財源5万円となっております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第6号 平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告についてを採決します。

報告第6号について、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第6号 平成28年度置戸町繰越明許費繰越計算書の報告については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第13 議案第39号 財産の取得についてまで
————— 9件 一括議題 —————

○佐藤議長 次に日程第5 議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から日程第13 議案第39号 財産の取得についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第31号は、置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。条例の内容につきましては、総務課長がご説明を申し上げます。以下、議案第39号の財産の取得についてまで、それぞれ所管の課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。総務課長。

○深川総務課長 議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例、平成27年条例第22号の一部改正は、マイナンバー法や番号法と呼ばれている上位法であります、行政手続における個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正により、引用条項が追加となり、第1条中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるものです。

別紙議案第31号説明資料、条例の新旧対照表は後程ご参照頂きます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号の説明を終わります。

〈議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○深川総務課長 議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例、平成15年条例第2号の一部改正は、個人情報保護法の改正による条文の語句の追加と条文削除ですが、別紙議案第32号説明資料、個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照ください。

第2条第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2において同じ。)」を加え、第23条の2中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める語句の追加です。

また、第31条から第34条までの削除は、旧法では特定の個人情報を5,000人以下の小規模事業者という要件でございましたが、この要件が削られたことにより、本条例の小規模事業者のみを対象とした本規定、第31条から第34条を削除するものであります。

これにより小規模事業者においても、個人情報保護規定がすべからく及ぶこととなります。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号の説明を終わります。

〈議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第33号について、ご説明いたします。

議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

平成29年度地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律並びに関係政令等の一部改正が

交付されたことに伴い、置戸町税条例につきましても関係規定の整備が必要となったことから所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容につきましてご説明いたしますので、別冊の議案第33号説明資料 置戸町税条例の一部を改正する条例をご覧ください。

左の欄は項目、右の欄は改正概要となっております。項目の2. 町民税関係の(1) 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の見直しですが、個人町民税における上場株式等の配当等に対する課税は、配当所得については、①申告総合課税。②申告分離課税。③源泉分離課税のいずれかを選択し、申告が可能であり、株式等の譲渡所得の場合は、申告分離課税か源泉分離課税のいずれかが選択可能となっております。加えて、個人町民税の申告書が提出される前に、所得税の確定申告書が提出された場合、町民税の申告があったものとみなす規定となっております。

今回、個人町民税の申告書と確定申告書の両方が提出された場合において、それぞれ異なる課税方式。例えば、確定申告書においては、申告分離課税を。町民税では、源泉分離課税を選択した場合など、課税方式を選択する意思が表示されている場合は、町長は納税義務者の意思等を判断し、課税方式を決定できることを明確化する改正がありました。

項目の欄、改正条項は、条例第33条、所得割の課税標準。第34条の9、配当割額又は株式等の譲渡所得割額の控除。附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例。附則第20条の2の4、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。配当に関する部分。附則第20条の3の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。配当に関する部分について規定の整備を行うものです。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。

次のページをお開きください。

項目の(2)、控除対象配偶者の定義の変更による規定の整備ですが、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定中、控除対象配偶者を同一生計配偶者に整備するものです。

今回の地方税法の改正で、国の経済の成長力底上げのために、就業調整をめぐる喫急の課題に対応するため、配偶者控除等の見直しがされました。

参考として改正概要をご説明いたします。はじめに改正概要の欄、中段の網掛けの配偶者控除の改正ですが、配偶者控除につきましては、今までは生計を一つにしている配偶者が、所得で38万円以下の場合は、一律33万円の控除を受けることができましたが、改正後は、表の左の欄、所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合、900万円を超え950万円以下の場合、950万円を超え1,000万円以下の3つの区分により、それぞれ右の欄のとおり控除額が定められました。その下、配偶者特別控除につきましても同様に、所得割の納税義務者の所得により、次のページの表になりますが、それぞれ控除額が改正となっております。

2ページ上段にお戻りください。施行期日は、平成31年1月1日からとなります。

4ページをお開きください。項目の(3) 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですが、条例附則第8条に規定する特例期間を3年間延長する改正を行うものです。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。(4) 延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備ですが、条例第48条、法人の町民税の申告納付の規定中、法人税法第75条の2の改正がございましたので、

引用条項の整備と一部文言の修正を行っております。条例第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、地方税法第321条の12の改正により、条文中、修正申告を増額更正に改め、一部文言の整備を行う規定の整備となっております。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。

次のページをお開きください。項目の3. 固定資産税関係の改正ですが、(1) 規定の新設及び改正として、地方税法第349条の3の4、震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例が新設されましたので、関連する条例第61条と附則第10条の規定の整備を行うものです。法第349条の3の4の規定は、震災後新たに償却資産の取得、または損壊した償却資産の改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から、4年度分の固定資産税に限り、課税標準を2分の1にする規定ですが、条例第61条には、この規定を追加する条項の整備と、附則第10条は、読替規定の整備を行うものです。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。次に、法附則第15条の9の2、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定。新設に伴う条例附則第10条の3の改正でございますが、改正概要中段になりますが、①耐震改修が行われ、認定長期優良住宅に該当となった場合は、1年間固定資産税額を3分の2に減額。②熱損失防止改修工事により、認定長期優良住宅に該当となった場合も同じく3分の2が減額される内容ですが、項目の欄、改正内容として条例附則第10条の3、第9項と第10項にこれらの減額の適用を受けようとする場合に、提出が必要となる申告書について規定を新設するものです。第4項から第8項につきましては、地方税法改正に伴う引用条項の整備を行っております。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。

次のページをご覧ください。項目の(2) わがまち特例による整備でございますが、地方税法改正により、保育の受け皿整備の促進のため、固定資産に係る課税標準の特例措置が創設され、わがまち特例として規定を新設するものです。

改正内容ですが、条例第61条の2、第1項で、家庭的保育事業を行う場合の固定資産の課税標準を2分の1に。第2項で、居宅訪問型保育事業を行う場合は、課税標準を2分の1に。第3項で、事業所内保育事業を行う場合は、課税標準を2分の1に。それぞれ条例で定める割合を新たに規定します。附則第10条の2、第12項では、企業主導型保育事業を行う場合の課税標準を2分の1にする規定を追加します。企業主導型保育事業の特例は、5年間となっております。なお、家庭的保育事業等の分類につきましては、下の表のとおりとなっておりますので、後程ご確認をお願いいたします。次に、条項の整備として、法改正により附則第10条の2第6項から第10項中、法附則第15条第33項とあるのを、法附則第15条第32項に。附則第10条の2第12項を第11項に改め、規定中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第37項」に改めます。特例期間終了による条項の整備として、第11項に規定しておりました、市町村と備蓄倉庫所有者との間において管理協定を締結したものの特例規定及び第13項に規定しておりました、業務用ノンフロン冷蔵又は冷凍機器に対する特例規定につきましては削除をし、合わせて法の整備を行います。項目の欄、一番下、適用期日ですが、平成29年4月1日から適用となります。

7ページをお開きください。(3) 地方税法改正による整備ですが、項目の欄の中段ですが、地方税法第352条第2項で、居住用超高層建築物に係る課税の見直しがされました。項目の欄の上段に、

◎区分所有に係る家屋に対する課税として、共有物に対して課する固定資産税については、納税者が連帯して納付する義務を負うとされていますが、区分所有家屋、マンション等になりますが、区分所有家屋に対して課税する固定資産税については、連帯納税義務を適用しないで、区分所有家屋全体の税額を算出し、按分して求めた額を各区分所有者の固定資産税とする規定となっております。従来は、所有面積に応じた按分方法だったものを、高層階になればなるほど税額が増加するように補正をする見直しがされました。①として、高さ60メートルを超える建物が対象で、②として、右に記載の計算式で求められた階層別専有床面積補正率を導入します。③居住用以外のスペースがある場合に、全体の固定資産税額を床面積で居住用とそれ以外に按分した場合のみ補正率が適用され、④として、天井の高さや付帯設備の程度等により更なる補正が必要な場合は、更に補正を可能とします。⑤として、上記①から④に関わらず、区分所有者全員が協議して定めた補正の方法による申出があった場合には、町長は、申し出た補正により固定資産税を按分することも可能としております。今回の条例改正部分は、条例第63条の2に、⑤の補正の申出方法に関して、代表者が毎年1月31日までに、関係書類を整備の上、町長に申し出をする規定を整備するものでございます。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。

次のページをお開きください。◎区分所有家屋の敷地に対する課税についての改正ですが、共有物に対して課する固定資産税については、納税者が連帯して納付の義務を負うとされておりますが、区分所有家屋の敷地に対して課税する固定資産税については、連帯納税義務を適用しないで、区分所有敷地全体の税額を各持分割合で按分し、各区分所有者の固定資産税額とする規定となっております。ただし、共用土地納税義務者全員の合意に基づく按分方法を、町長に申し出をし、適当と認める場合は、その按分方法により納付の義務を負うとしており、特定被災共用土地についても同様の取り扱いをすることとしております。

改正内容としまして、条例第63条の3第2項に、特定被災共用土地が、被災市街地復興推進地域に定められた場合に、被災後4年度分に限り、納税義務者全員の合意に基づく按分の申請が可能とする規定の追加と、条例第74条の2では、震災にあった住宅用地については申請により、住宅用地軽減の特例が適用となりますが、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災後4年度分が申請により軽減特例の対象となる規定を追加するものです。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。

9ページをお開きください。◎優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例ですが、所有期間が5年間を超える土地等で、平成29年度までに、優良な住宅地の供給と公的な土地所得に資すると認められる土地等の譲渡については、軽減税率が適用となります。税率につきましては、下の図、左側、一般の長期譲渡所得の場合では、一律町民税で5%、道民税で2%が課税となりますが、優良住宅地等の譲渡の場合は、図の右側、2,000万円以下の場合、町民税が2.4%、道民税が1.6%。2,000万円以上は、計算式のとおり課税することとなっております。

改正内容といたしまして、条例附則第17条の2で規定する、適用期間を3年間延長し、平成32年度までに改めるものです。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。

次のページをお開きください。4. 軽自動車関係の改正ですが、条例附則第16条の改正としまし

て、軽自動車税の課税の特例として、平成29年度から30年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を基準を10%強化し、期限を2年延長し適用します。アの適用期間及びイの軽課年度につきましては、記載のとおりです。ウの対象及び軽課割合は、表のとおりとなっておりますが、変更点として、軽乗用車の表中、税率を概ね50%軽減する対象者の平成32年度燃費基準、プラス20%を30%に引き上げ、その下の、25%軽減対象者は、プラス10%引き上げとしております。

次のページをお開きください。軽課を適用した場合の税率ですが、表の中央、標準税率を、右の欄、グリーン化特例の税率に読み替える規定を、附則第16条第5項から第7項まで新設いたします。次に、項目の欄、附則第16条の2の規定ですが、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置が新設となりました。第1項から第4項まで、燃費不正により不足額が生じた場合の対応について規定をしております。適用期日は、平成29年4月1日から適用となります。

本議案にお戻りください。

議案第33号の最初のページから4枚めくっていただき、左側、附則をご覧ください。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定。平成31年1月1日。

(2) 附則第5条の規定。平成31年10月1日。第2条は、町民税に関する経過措置を。第3条は、固定資産税の経過措置を。次のページ、下段、第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

次のページをお開きください。第5条と次のページ第6条につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例規定が新設されましたので、新設に伴う条項の一部改正となっております。

議案第33号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で議案第33号の説明を終わります。

〈議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例(昭和33年条例第7号)の一部を次のように改正する。

本改正の改正内容につきましては大きく分けて2点ございます。1点目は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、これと整合性を図るため関係する規定を整備するものであります。2点目は、国民健康保険税の税率を見直すものでございます。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険の状況につきましてご説明をいたします。別冊の議案第34号説明資料、1ページ。平成29年度国民健康保険税所得階層別世帯分布表をご覧ください。

表の左から4番目の欄、本年度の所得金額の合計は昨年に比べ約1億2,915万円増の15億1,500万円となっておりますが、所得階層で見ますと、左の欄、所得階層0円の世帯では右側の世帯割合の欄になりますが、全体の28.7%。0円から200万円未満の世帯では全体の72.2%を占めており、昨年同様、国保加入者のほとんどが低所得者である状況は変わりません。また、平成28年中の国保加入世帯の給与所得も前年を下回っている状況でございます。反対に1,000万円以上の世帯が昨年の41世帯から19世帯増の60世帯となり、所得500万円以上の世帯のほとんどが農業者世帯となっていることから、農業所得が増えたことにより所得が押し上げられた状況にあります。

その下の表、課税基本情報の表をご覧ください。左の項目の欄、所得割課税標準は、先程ご説明した通り増額となっておりますが、世帯数、被保険者数ともに前年より減少をしております。その下の表、軽減世帯情報ですが、昨年に引き続き、本年度も軽減制度の拡充を行います。被保険者数が減少しておりますので、軽減該当者数も減少しております。

次に給付の状況ですが、資料はございませんが、被保険者の減少に伴い、保険給付費全体では前年比約100万円の減となりましたが、交付金が算定により大幅に減額になったため、約3,780万円の基金繰り入れを行っております。

このように、保険税の確保において農業所得に左右されやすい状況や、1人あたりの保険給付の上昇、平成30年度からの国保都道府県単位化に伴う保険税負担の上昇を見据え、国民健康保険運営協議会からの答申をいただいた上で、本年度は基礎課税分、医療に該当する部分ですが、所得割、資産割、均等割、平等割を引き上げ、保険運営を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、基礎課税分の引き上げをし、収入見込額を積算したところ、予算に対し680万円ほど不足額を生じます。本年度の交付金の交付状況や保険給付の状況にもよりますが、より一層保健師との連携により給付の抑制に努めてまいりたいと考えております。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明いたしますので、議案第34号説明資料、2ページ、平成29年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっております。

はじめに改正項目の1でございますが、減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては、低所得者に対する減額措置を拡充するもので、昨年に引き続き5割軽減と2割軽減を拡充するものです。改正内容の1、低所得者に対する軽減措置の拡充をご覧ください。①5割軽減の拡充。条例第23条第2号の規定につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において被保数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に改正。②2割軽減の拡充。条例第23条第3号につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において被保数に乗すべき金額を48万円から49万円に改正するものです。なお、7割軽減の所得基準につきましては、現行どおり変更はございません。

続きまして改正項目の欄、2税率の改正。改正内容の欄、2.基礎課税額の税率の改正でございます。国保税は所得に対するものと土地と家屋の固定資産税に対するもの、加入者1人あたりに課税される均等割と加入者1世帯あたりで課税される平等割の4つの項目で計算をされます。この計算方法により基礎課税額と後期高齢者支援金分、介護2号加入者の保険料をそれぞれ計算し、国保税を算出します。今回の改正部分は基礎課税分の所得割、資産割、均等割、平等割をそれぞれ引き上げるもの

でございます。関係条項の欄、第3条は右の表、税率区分の所得割を。第4条は、資産割を。第5条は、均等割を。第5条の2は、平等割額を定めておりますが、所得割については、現行100分の4.65から100分の5.10に。資産割は、100分の35.50から100分の38.80に。均等割は、24,800円から25,200円に改めます。平等割についてですが、世帯の区分として、特定以外の世帯、通常の一般世帯を指しますが、特定以外の世帯と特定世帯、そして、特定継続世帯の3つの世帯区分が規定をされております。

特定世帯とは、国保加入者が1人だけの世帯のうち、特定同一世帯所得者がいる世帯とされており、特定同一世帯所得者とは後期高齢者医療の制度により国保資格を喪失し、その後も継続して同一の世帯に属する人を言います。この世帯になった後、5年間は基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割額が2分の1減額されます。

特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年を経過した後の3年間、基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割額が4分の1減額される世帯を言います。表の平等割、特定以外の世帯は現行の2万7,200円から2万7,000円に。特定世帯は、現行1万3,600円から1万3,500円に。特定継続世帯は、現行2万400円から2万250円に改正します。

3ページをご覧ください。次の23条の規定は、所得に応じた均等割額、平等割額の減額規定でございますが、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減を規定しております。7割軽減の例でご説明しますと、前のページの表、第5条で規定する金額が減額前の金額ですから、減額前の均等割額、改正案で2万5,200円ですが、これの7割、1万7,640円を減額額とし7,560円を負担していただく。また、平等割では特定以外の世帯では2万7,000円から1万8,900円を減額し8,100円をご負担していただく。特定世帯は1万3,500円から9,450円を減額し4,050円のご負担。特定継続世帯は2万250円から1万4,175円を減額し、6,075円をご負担していただく改正内容となります。

同じ考え方で、第23条第2号に規定する5割軽減では、均等割額を現行1万2,400円から1万2,600円に。平等割額特定世帯以外の世帯では現行1万3,600円を1万3,500円に。特定世帯では6,800円を6,750円に。特定継続世帯では1万200円を1万125円に減額する額を改正します。

第23条第3号に規定する2割軽減では、均等割額を現行4,960円から5,040円に。平等割額を特定世帯以外の世帯では5,440円から5,400円に。特定世帯では2,720円を2,700円に。特定継続世帯では4,080円から4,050円に減額額を改正するものでございます。

参考までに、今回の税率改正により、年税額にどれくらい影響が出るのかをご説明しますので、資料の4ページ、所得階層別国民健康保険税額試算表をご覧ください。別刷りでA3の表があるかと思えます。

表の中央から左側が平成28年度、右側が平成29年度で、表の右端、全体分差引が前年度からの年税額の増額分となります。左の区分の欄、上段は、低所得者軽減世帯の試算となっており、中程より下は、軽減該当とならない普通世帯の試算となっております。区分の中程、普通世帯の欄で、所得200万円2人家族、固定資産税2万円をご負担していただく世帯では、右端の差引で、年額8,700円の増額となります。一番下の所得800万円6人家族の例では、限度額超過となりますので、

差引0円となります。国保税課税限度額は、昨年に引き続き、89万円となっておりますが、該当世帯は基礎課税分で、前年比18世帯増の68世帯となっております。以上が改正内容となります。なお、別冊の議案第34号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第2条 改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

〈議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

○坂森町づくり企画課長 議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度置戸町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,985万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,785万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊の平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）で説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成29年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,027万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。
町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,962万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について別冊の置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。
施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第38号の説明をいたします。

議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,170万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましてご説明いたしますので、平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。別添のとおり)

〈議案第39号 財産の取得について〉

○佐藤議長 次に、議案第39号 財産の取得について。
社会教育課長。

○葦島社会教育課長 議案第39号についてご説明をいたします。

議案第39号 財産の取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

記

1. 品名、圧雪車（ピステンブーリーPB100）。
2. 数量、1台。
3. 契約方法、指名競争入札。
4. 契約金額、金1,987万2,000円。
5. 契約の相手方、東京都千代田区内神田1丁目4番2号、スノーシステムズ株式会社取締役社長 大久保雅史。

入札結果についてお知らせいたします。入札執行日は、6月2日で、指名業者は、設計規格の車両2車種の2本での販売代理店2社の参加により行いました。入札回数は、1回で落札となっております。

納入期限につきましては、平成29年11月30日としております。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第31号から議案第39号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第14 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員 の選任について

○佐藤議長 日程第14 同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました同意第3号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本町固定資産評価審査委員会委員 遠藤弘文氏は、平成29年6月27日をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

後任者の方ですが、住所は常呂郡置戸町字川南6番地の1、遠藤弘文氏でございます。昭和35年2月20日生まれで、現在満57歳でございます。

遠藤弘文氏の略歴等について簡単に申し上げたいと思います。昭和56年3月に、北海道拓殖短期大学を卒業されました。現在の拓殖大学北海道短期大学であります。職歴としては、昭和56年から農業に従事しておりまして、現在は、遠藤家の農業経営者であります。主な公職歴等ではありますが、平成13年から置戸町学校給食センター運営委員会委員あるいは青少年育成推進委員会の委員を務められております。固定資産の評価審査委員会の関係につきましては、現在4期目であります。平成17年6月からこの任に当たっていただいております。選任の同意についてよろしくお願いを申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第15 同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命についてから

◎日程第27 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命についてまで

————— 13件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第15 同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命についてから日程第27 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命についてまでの13件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました同意第4号は、置戸町農業委員会委員の任命についてであります。以下同意第16号までの13名の方を本町農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意案件を説明する前に、農業委員会の選出方法の変更について簡単に申し上げます。平成27年9月4日に、農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づく選挙制度から、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。農業委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業団体等から推薦していただくと同時に、農業者にこだわらず広く一般に公募することとなり、その結果により町長が任命する仕組みとなりました。任命にあたって設置しました、置戸町農業委員候補者評価委員会が候補者について意見を求める諮問機関としての役割を担っていただきました。平成28年12月15日に、置戸町農業委員会の定数に関する条例制定をいたしましたが、その際、定数を13名とし、任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日となります。

それでは、議案の方に移らせていただきたいと思います。

はじめに同意第4号であります。住所は常呂郡置戸町字川南80番地の2、氏名は井上雅明氏で

ございます。生年月日は昭和33年3月25日生まれで、現在満59歳であります。農業委員会としての経歴であります。現職でありまして、現在2期6年目ということになっております。

次に、同意第5号 常呂郡置戸町字北光48番地の44、野里光幸氏でございます。昭和35年2月14日生まれの、満57歳でございます。野里氏につきましても、現職でありまして、現在2期目ということになります。

続きまして、同意第6号 常呂郡置戸町字安住322番地の8、溝井雅幸氏でございます。昭和45年4月28日生まれの、満47歳でございます。溝井氏につきましても、新任ということですが、平成16年より認定農業者として現在まで酪農に従事し、現在は酪農経営者でございます。

次に、同意第7号 常呂郡置戸町字豊住21番地の2、齊藤貴浩氏でございます。昭和45年10月4日生まれの、現在満46歳でございます。齊藤氏につきましても、新任でございます。平成19年より認定農業者として現在まで畑作、それから野菜の複合経営をなさっている方です。

同意第8号は、常呂郡置戸町字置戸272番地の195、廣中和幸氏でございます。昭和39年2月14日生まれで、現在満53歳でございます。廣中氏も、経歴は新任ということになります。平成9年より認定農業者として現在農業経営をなさっておりますが、畑作経営でございます。

次に、同意第9号 常呂郡置戸町字雄勝345番地の4、樋渡秀晃氏でございます。昭和33年5月11日生まれで、現在満59歳でございます。樋渡氏につきましても、新任でございます。昭和53年より現在まで酪農を経営なさっている方でございます。

次に、同意第10号 常呂郡置戸町字春日224番地の7、早川喜男氏でございます。昭和31年2月13日生まれで、現在満61歳でございます。早川氏につきましても、現職でありまして、現在1期目ということになります。平成26年7月から農業委員ということになります。

次に、同意第11号 常呂郡置戸町字幸岡88番地の13、有馬和幸氏でございます。昭和32年12月14日生まれで、現在満59歳でございます。有馬氏につきましても、昭和20年7月20日から農業委員に就任をされておられまして、現在3期目の現職であります。

次に、同意第12号 常呂郡置戸町字勝山272番地の2、大槻尚浩氏でございます。昭和46年5月7日生まれで、現在満46歳でございます。大槻氏につきましても、新任でございます。平成27年10月より、農事組合法人勝山グリーンファームの常務理事ということで就任をされております。

次に、同意第13号は、常呂郡置戸町字拓殖398番地の2、大平正剛氏でございます。昭和34年2月14日生まれで、現在満58歳でございます。昭和52年より現在地において酪農に従事されておられまして、現在は酪農の経営者でございます。農業委員としては新任ということになります。

同意第14号 常呂郡置戸町字境野218番地の2、伊東勉氏でございます。昭和29年2月26日生まれで、現在満63歳でございます。伊東氏につきましても、平成26年に農業委員に就任をされておられまして、現在1期目ということになります。

次に、同意第15号であります。常呂郡置戸町字拓殖7番地の21、佐藤秀昭氏でございます。生年月日は、昭和31年4月26日生まれで、現在満61歳でございます。佐藤氏について経歴を若干申し上げたいと思います。昭和55年9月に置戸町農業協同組合、現在は、きたみらい農業協同組合ということになりますが、ここに入社をされまして、平成29年4月に退職をされました。退職と

同時に、置戸町農民協議会の事務局を担われ、さらに同年29年の4月2日から置戸町資源保全協議会の事務局長を務めておられます。農業委員としては新任ということになります。

次に、同意第16号 常呂郡置戸町字拓殖15番地の70、小林満氏でございます。昭和17年9月25日生まれで、現在満74歳でございます。小林氏につきましては、平成26年7月から農業委員に就任されておまして、現在1期目ということになります。

以上で、同意第4号から同意第16号までの説明を終わります。

同意につきまして、よろしくご審議を頂きたいと存じます。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命についてから同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命についてまでの13件を採決します。

同意第4号 置戸町農業委員会委員の任命について、井上雅明氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第5号 置戸町農業委員会委員の任命について、野里光幸氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第6号 置戸町農業委員会委員の任命について、溝井雅幸氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第7号 置戸町農業委員会委員の任命について、齊藤貴浩氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第8号 置戸町農業委員会委員の任命について、廣中和幸氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第9号 置戸町農業委員会委員の任命について、樋渡秀晃氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第10号 置戸町農業委員会委員の任命について、早川喜男氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第11号 置戸町農業委員会委員の任命について、有馬和幸氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第12号 置戸町農業委員会委員の任命について、大槻尚浩氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第13号 置戸町農業委員会委員の任命について、大平正剛氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第14号 置戸町農業委員会委員の任命について、伊東勉氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第15号 置戸町農業委員会委員の任命について、佐藤秀昭氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次の同意第16号については、7番 小林満議員は、地方自治法第117条の規定に該当し除斥されますので退場を求めます。

(7番 小林満議員、退席)

○佐藤議長 同意第16号 置戸町農業委員会委員の任命について、小林満氏の選任を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

小林満議員の復席を求めます。

(7番 小林満議員入場、着席)

○佐藤議長 小林満議員に申し上げます。

置戸町農業委員会委員の選任案件は、同意されましたので告知します。

◎日程第28 報告第7号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第28 報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第7号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配付のとおり処分報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第29 報告第8号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第29 報告第8号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 報告第8号について申し上げます。監査委員が平成29年2月28日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これ以て報告済とします。

◎散会宣言

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 11時45分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成29年第7回置戸町議会定例会（第2号）

平成29年6月16日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第39号 財産の取得について
- 日程第12 決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議
- 日程第13 意見書案第1号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第14 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書
- 日程第15 意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第16 意見書案第4号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する要望意見書
- 日程第17 意見書案第5号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める要望意見書
- 日程第18 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第19 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問

- 日程第 3 議案第 3 1 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 2 号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 3 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 4 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度置戸町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 3 7 号 平成 2 9 年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 0 議案第 3 8 号 平成 2 9 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 3 9 号 財産の取得について
- 日程第 1 2 決議案第 1 号 議員定数に関する特別委員会設置の決議
- 日程第 1 3 意見書案第 1 号 平成 2 9 年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第 1 4 意見書案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤解消と「3 0 人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた要望意見書
- 日程第 1 5 意見書案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 1 6 意見書案第 4 号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する要望意見書
- 日程第 1 7 意見書案第 5 号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める要望意見書
- 日程第 1 8 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 1 9 議員の派遣について

○出席議員 (1 0 名)

1 番	前 田	篤 議員	2 番	澁 谷	恒 壹 議員
3 番	高 谷	勲 議員	4 番	佐 藤	勇 治 議員
5 番	阿 部	光 久 議員	6 番	岩 藤	孝 一 議員
7 番	小 林	満 議員	8 番	石 井	伸 二 議員
9 番	嘉 藤	均 議員	1 0 番	佐 藤	純 一 議員

○欠席議員 (0 名)

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長 井 上 久 男 副 町 長 和 田 薫

会計管理者 渡 辺 登 美 子
総務課長 深 川 正 美
町民生活課長 鈴 木 伸 哉
施設整備課長 大 戸 基 史
総務課総務係長 芳 賀 真 由 美

町づくり企画課長 坂 森 誠 二
総務課参与 東 誠
産業振興課長 栗 生 貞 幸
地域福祉センター所長 須 貝 智 晴
町づくり企画課財政係長 小 島 敦 志

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 蓑 島 賢 治
図 書 館 長 今 西 輝 代 教

学校教育課長 石 森 実
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 栗 生 貞 幸

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 高 橋 一 史
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 阿部光久議員及び6番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・決議案第1号。
- ・意見書案第1号から第6号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、先日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは町長に、以下2点についての質問をさせていただきます。

まず第一点目は、町営住宅第7団地のリフォームとその活用について伺います。町営住宅長寿命化計画による改修移転事業は、今年度まちなか団地へ1棟2戸、来年度2棟4戸の建設をもって一応の建て替え計画は終了することになっております。

この計画終了に伴い、第7団地は公営住宅として用途を廃止することとなると思われませんが、これをリフォームし、他の用途住宅として活用すべき考えがないか、町長の考えを伺います。

この住宅は、昭和51年建築で、現在の町営住宅の中では、建設年度が一番古く、入居者へは順次優先的に新たに建設されている、まちなか団地へ転居を進めておりますが、現在では、4戸の住民の方が入居されていると聞いております。老朽化も進む中、いずれ希望により他の団地への入居をされることと思われませんが、入居者がゼロとなり、用途廃止となった場合の選択肢としては、取り壊しか、あるいは改修して他の用途住宅として再活用する方策が考えられます。

一昨年、本町の戦略プロジェクトとも称されております、置戸町まち・ひと・しごと総合戦略が策定されました。基本目標の中に、人口流出を抑制し、流入を促進するとありますが、雇用、住宅、子

育て支援が人口問題の必須3条件と言われておりますが、とりわけ住宅問題については、最優先されることと認識いたします。町営住宅の整備は一定程度進んでおりますが、入居においては、所得制限など公営住宅法に基づく基準があり、条件により希望者全員が入居可能とはなりません。この機会に、第7団地を公営住宅の管理の網から外し、新たに勤労者等の専用の住宅として再整備し活用してはいかがでしょうか。一例としては、介護福祉施設の従業者、あるいは今検討されております、林業の担い手の従事者、さらには、酪農、畑作等、農業分野の従事者や研修生など定住促進を目的に特化した住宅を検討してはいかがでしょうか。また、交流人口の拡大として、昨年、地域間連携協定を結んだ、オホーツク管内と江東区との人と人交流事業の一環として、夏場におけるシニア層をターゲットにした、ロングステイ等のための住宅として一部活用してはいかがでしょうか。定住交流を問わず、広範囲に多方面に活用を考えてはいかがかと思ひ、町長のお考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町営住宅の特に第7団地のリフォーム活用についてということですが、ご承知のように町営住宅の整備につきましては、再生マスタープラン、あるいは長寿命化計画に基づいて建て替えを行っております。ご質問の第7団地も住み替えが進んでおりまして、現在は4戸6名の方が居住しております。住み替えを終えるのも間近だろうというふうに思いますが、ご質問のとおりであります。

この団地につきましては、昭和51年に竣工しまして、それから40年以上が経過しているわけです。これらの住宅についてのリフォームする場合がありますけれども、一棟4戸のリフォームを行うとすると、4,500万円ぐらいかかるというふうに試算として出されております。この4,500万円というのは、今現在、建設しております、まちなか団地の3LDK、この3LDKの1棟2戸を新築する金額と同じような建設費だということになります。当然ながらリフォームすることにあたっては、断熱を施したり、あるいはバリアフリーに対応した住宅にするためには、現在の3LDKを2LDKにしなければならない、そうした間取りにしなければならないということが問題として生じてくるわけでありまして。

他の用途住宅としての活用についてというお話がありました。活用の方法として議員からもお話がありました、福祉あるいは農業、特に農業で言えば、担い手の問題だとかそうした活用の仕方っていうのがいろいろあるんだろうというふうに思いますが、今年度見直し策定を予定しております、この長寿命化計画。この計画においては、入居基準に該当しない中堅の所得者、この中堅所得者のファミリー向けの住宅を対象として、地域優良賃貸住宅、一般的には短くして、地優賃と。地優賃制度に移行して検討したいというふうに思っております、先程お話がありました、現在計画して進めております、1棟2戸。その下手側になりますけれども、2棟4戸については、この地優賃制度への移行というものを考えて建設していきたいというふうに思っております。

また、昨年度に制定いたしました民間賃貸住宅建設促進支援制度。民間の人に建てていただいたわけですが、この支援制度で建てていただいた住宅との住み分け、こうしたこともあるわけでありまして、十分なそうした意味では十分な検証が必要だろうというふうに思っています。

なお、5月末でありますけれども、公営住宅の空き状況と言いましょうか、空き家の状況であります、2LDKが2戸、3LDKが6戸、また単身者住宅に2戸の空き家が出ていると。そんなこと

を考えると、住宅に関するニーズというのは、一定程度満たしているのかなというふうにも判断するところであります。

したがって、公営住宅の入居基準に満たない方は、民間の賃貸住宅、あるいは先程も申し上げましたが、地優賃住宅、地域優良賃貸住宅ですが、この地優賃住宅に住んでいただくことを想定しております。このようなことから、改修のコスト、あるいは居住エリアなどを総合的に考えて判断していく必要があるだろうというふうに思っております。現在の議員からの質問にありました第7団地のリフォームについては、そうした意味では難しいなというふうに考えているところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今の質問に対しては、基本的には総合的に判断した場合、リフォームは難しいと。取り壊しの方向で検討していきたいと、そういうお話でございました。ただ、我々も昨年、実は道内の所管事務調査を行いまして、若干事情は違うんですけど、ニセコ町の町営住宅を視察させていただきました。この町はあくまでも従来のブロック住宅を改修して、それをさらに再利用するという、そういう方向性の中で、いろんな診断を行った中で再生させているということで、その実情を勉強させていただきました。確かに、置戸と同じような昔の公営住宅なので、建て方は同じですし、ただ長屋は1棟2戸ということで、コストも町長言われたとおり、ある程度かかるということで研修をしてきました。ただ、公営住宅ということで建ててますので、いわゆる土台だとか、基礎だとか、構造物については、基準に基づいて建てているのでしっかりしていると。あくまでも再生させると、そういう目的でニセコの場合は、ある資源を有効に活用するというので、この住宅難対策を行っているところです。もちろんニセコの場合も3LDKだったんですけど、2LDKにしまして、そして屋根も、あそこは雪の多いところなので、片屋根でベランダ側に雪が積もるのを解消するために陸屋根にしていると。そういったことで、現地は見てこなかったんですけど、写真で、取り壊し前と、それから現在改修後の住宅を写真で見せていただきました。そんなことを考えると、確かに1棟建てるぐらいのコストもかかるということでございましたが、取り壊しするにも4～500万円の取り壊しのそういった費用も掛かるということで、まずは再生ということが、この町で一例としてありました。

確かに町営住宅がどんどん建て替えられて新しくなって、それはそれとして住環境が整備されていくんでありますけど、どうしても僕の頭の中にあるのは、やはり公営住宅法の適用をですね、いわゆる基準、特に収入基準、それが大きな壁になっているということで、今町長言われたとおり、確かに町営住宅、入居を募集しまして、これは6月号ですね、募集も載っております。この中には、収入基準が月額で平均すると、15万8,000円以下の方、これが60歳未満でということでございますし、また、本人及び同居者が60歳以上、もしくは小学校就学前の子供がいる場合については、21万4,000円という、こういった基準の中で今募集されております。確かに、公営住宅法そのものが低所得者に対する国の政策であるということで基準を厳しく、その辺など法で規定して、町も条例を制定してそういう形でやっていると思うので、そこにこの基準をクリアできない方ですね、その人達をどうやって住宅対策として救うかというのが一つの大きな課題になっているのではないかと思います。

そんなことでですね、何としても総合戦略の中にある、いわゆる町の人口をどうやって維持しながら

ら、働くところも確保された中で、後は住宅問題が大きな課題となりますので、そのことをもっといろんな角度で検討、研究してもらいたいなど、そういった思いで質問させていただきました。

それで、これからもいろんな形で住宅に対する需要っていうのは出てくるんだと思いますけど、ぜひ先程申しましたとおり、庁舎内でも十分に福祉介護の分野、あるいは農業や林業など産業分野、それからオケクラフトの塾生や卒業生、あるいは体験移住など、各方面のいろんな分野の中からもいろいろ意見を出し合いながら、4棟16戸あるんですけど、そのうち、一部でもそういったことに活用できる方策を内部でいろいろ検討していただいて、町営住宅をフォローできる、あるいは民間の住宅をフォローできる、そういった住宅対策を検討して勉強していただいて、何とか北見の方から通う方を置戸の住宅に住んでいただくと、そういう方策を検討していただければと思いますが、これらの考え方について町長の考えがあれば伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の方からもいろいろお話がございました。やはり住宅政策っていうのは、総合的な観点から考えていかなければならないというふうに思います。

先程来、公営住宅の場合の要件、今議員の方からもお話がありました。その通りであります。それから建設費の問題も私の方から申し上げました。加えて、やはり家賃がどれぐらいになるのかというのも非常に入居者にとっては大きな問題だろうというふうに思います。そうした意味では、文字通り総合的な検討の中での住宅政策をどう作り上げていくのかということになろうかというふうに思います。

先程申し上げました地域優良賃貸住宅、いわゆる地優賃制度、この制度はご承知のように、公営住宅よりも収入が、公営住宅の場合は15万8,000円以下ですか、それが48万7,000円以下というようなことで、収入要件も相当緩和されると言いますでしょうか、それと家賃の関係についても、地方自治体がそれなりに検討して配慮をするというようなことも可能な制度でもあります。ただ、今申し上げましたように、最終的には、家賃をどれぐらいに抑えることができるのかという、非常に悩ましい問題と言いますでしょうか、この辺が最大の課題にもまたなっていくんだろうなというふうに思います。

しかし、この地優賃住宅というのは、制度的には2～3年前にできたかなというふうに思いますが、この制度を活用して、先程申し上げましたように、まちなか団地の一番下手の方に、ある種将来に向けて、こういう造り方がどうなのかということも含めてやりたいというふうに思ってますので、そうしたことも含めて総合的な住宅行政を考えていきたいというふうに思います。

それから昨年、民間の人にいろいろやっていただきました。町からの支援も相当な金額で支援したというふうに思ってますが、しかし、せっかくやっていただいた民間の人達の努力もあってのことでありますから、この辺のことをあまり圧迫しないようなことも含めて検討していかなければならないだろうなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、入居する場合の諸条件についての問題の整理もしながら、総合的な住宅行政を考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 総合的な判断をしながら、これから進めていくということと、それ

から来年度ですね、新たな制度の住宅、所得の条件がかなり高くなるということで、そういった住宅も検討しているということで、これは初めて私聞きましたので、それらどういったものかということ、これからいろいろ検討されると思いますが、そういったものにも期待したいと思います。

それから去年と言いますか、今年の春からですね、民間の1LDKの賃貸マンションと言っているのか、そういった住宅が町の3割補助の中でできましたけど、あの住宅はあの住宅として、民間の方の力を借りてということで大いに結構だと思いますし、今年度、来年度と3カ年というような話で進めているということも聞いておりますので、それはそれとして期待したいと思うんですが、ただ、先程も町長申しましたように、家賃をいかほどにするかというのが一番焦点になろうかと思うんです。今年、民間のできた1LDKのアパートについては、4万6,000円ということで、4万6,000円の家賃を払って、多分単身者の方が多いと思うんですけど、ほとんど単身者ではないかと思うんですが、相当例えば、住宅手当だとか居住手当だとか、そういった住宅補助のある職場というのか、そういったとこの、いわゆる働いている方に限られてくるんでないかなという、そういう心配もしております。

そんな中で、おそらくそういう手厚い住宅手当を受けているのは、公務員だとか、ある程度大きな職場だとか、そういったとこに限られるのかなと思います。そんなことでですね、何て言いますか、それぞれの住み分けっていう話も先程ありましたけど、それはそれとして、今後の検討としてぜひあの第7団地の利活用のあり方っていうことをもう少し踏まえて検討していただければ、全部を取り壊すっていうことではなくて、一部でも何か活用できるものがあれば、知恵を絞って活用していただければと思っておりますし、おそらく再利用に対しては、ニセコの場合は50%の補助があったらいいんですけど、それは公営住宅として活用するということでの新しい補助制度ということで、その制度を活用したようですが、私が言っている第7団地も他の用途の活用ということになると、基本的には補助制度というのは、おそらくないと思うんですが、ただ、今地方創生ということでいろんな形で交付金事業がありますので、そのために地域の再生のため、あるいは地域創生のためということで、そういった交付金を活用しながら、そういった方向性を探っていくということも一つの方策ではないかと思っております。

ちょっと長くなりますけど、あそこは3LDKで私も4年間あそこで家族5人で生活をさせていただきましたが、活用によってはブロックですので、なかなか間取りを改修するということは、なかなか難しい面もあるかも知れませんが、そういったことでですね、知恵を絞って何とかあそこを活用できる、そしてうまく住宅政策に乗っけていけないかと思ひまして、再三になりますけど、町長の考えがありましたらお願いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程申し上げましたように、現在の公営住宅の空き家状況も申し上げました。また、勝山の方では1棟2戸が2つあると思います。2つあるんですが、そのうちの一つずつ空き家という状態が続いているわけでありまして。この辺の利用の仕方っていうものも考えなきゃいけないなというふうに思っているところです。

それと、先程申し上げたように、現在の公営住宅でもいろいろ空き家が出ているという状況もあります。そうしたことから考えると、今の第7団地にそれなりのお金を投資してリニューアルするとい

うのは、率直に言って、慎重にならざるを得ないというのか、先程も申し上げたように、実際には難しいなというふうに判断しているところであります。

先程来も申し上げているように、総合的に住宅政策っていうのは考えなければなりませんから、第7団地の残っている部分も少額な改修費で済むのであればともかくとして、先程来申し上げているように、やはりリニューアルするということは、その他にいろいろな活用の部分も含めて出てくるものですから、相当な建設費になるということでありまして、そんなことを考えると、非常に難しいなというふうに今の段階では考えているところでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 結論的には、非常に難しいということの回答でございましたので、それはそれとして今後の総合的な判断ということもありますので、ぜひ頭の中に置いていただきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

次に、消防団員の充足状況と町職員等の入団促進について伺います。

地域の災害活動の中核となる消防団員の確保は、全国的にも地域防災力の充実という点で課題となっております。本町におきましても、分団によっては定員に対する充足率にばらつきがございます。直近の調べではございませんが、今年2月1日現在の調べでは、置戸消防団全体で定員127名に対し実人員が106名、充足率が83.5%ということで、定員に対して21名の欠員となっております。この中で、特に置戸分団では、充足率72%、14名の定員が生じております。また、勝山分団では、充足率75%、5名の欠員となっておりますが、その他、境野分団、秋田分団は、各1名ずつの欠員で、この2分団につきましては、ほぼ充足されているということでございます。

団員の確保は消防活動に最も重要な事案であり、消防団は地域防災力の要でもあります。企業や団体、個人商店主あるいは農業者など、これら団員を構成する民間人の団員確保は、年々厳しくなる中、全国的に、あるいは全道的な自治体職員の団員としての実態の資料につきましては、手元にはございませんが、消防団員の確保と消防団に対する支援ということで、自治体消防を統括する町長の立場から、若い職員の中から、また、今年から採用いたしました地域おこし協力隊員に対しても、積極的に地域に貢献する立場から入団を推進すべきと思えますが、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 消防団員の充足状況と町職員の入団促進についてということですが、地域防災力の充実という観点から、消防団員組織の維持、また、人員の確保ということは、過疎や高齢化が進む中で、全国的な課題になっているわけでありまして、

議員の方からもお話がありましたけれども、現在、置戸消防団は、4分団と女性部で構成配置されておりまして、団員定数は127名、実人員は103名で、定数と比較しますと24名の欠員状況であるということでありまして、

この定数につきましては、昭和47年の北見地区消防組合発足時から、実は変更されずに経過しております。近年では、平成21年に127名の完全充足から年々減少しているということでありまして。現状では、これもお話ありましたけれども、置戸分団が14名。勝山分団が5名の欠員ということになっていまして、分団を通じて各事業所等の協力もいただきながら、随時団員を募っている状況です

が、減少傾向が続いているということでもあります。北見地区消防組合全体でも、昨年の統計では、総数が820名に対して726名と、北見地区消防組合全体でも100名ほどの減員状況があると、そういうふうになっているということでもあります。

団員の高齢化等による近年の退団の状況、あるいは年齢構成から見ますと、今後とも団員確保は継続してまいりますけれども、定数につきましては人口減少、あるいは住宅の防火構造、あるいは環境改善、防火対策の推進等から、火災の発生は減少傾向にあるわけでもあります。また、管内の同規模と言いましょくか、同じぐらいの規模の町村の団員数を見ますと、80名から100名の定数でありまして、本町の充足率は決して低くないというふうに認識をしているところであります。

今後は消防本部及び関係機関と協議を行って、置戸消防団員の定数の見直しを図っていききたいというふうに思っております。それから、町職員の関係でありますけれども、町職員は、ご承知のように災害発生時に被災者の救護活動と言いましょくか、これを一番の中心に据えておりまして、この救護活動をはじめ生活支援の活動等の役割、これを担っているわけでもあります。消防とは密接な関係のもとに、そうした任務にあっているわけでもあります。また、お話がありました地域おこし協力隊員については、1年ごとの契約によって一定の任務に着く人事的な職員であることから、消防団員にはそぐわないんじゃないかなというふうに考えているところであります。

以上のことから、町職員あるいは地域おこし協力隊員の加入促進というのは、現状の中では考えていないというふうに申し上げたいというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 町職員の入団も地域おこし協力隊員の入団も不可であるという、そういう答弁でございました。定数の見直し、それから置戸町の人口も3,000人ぎりぎりということになってきましたので、それはそれなりの消防団のあり方だとか、特に今置戸的に言えば4部制を、その部制のいろいろ統合とか、いろいろ検討課題はたくさんあると思いますし、地域にあった消防団の確保ということで、これから協議、見直しをするということで今後進めていくということの回答でしたので、その方向に進むんだろうと思いますし、必ずしもですね、今団員が103名ということですので、この町の規模としては、充足はある程度満たされているんでないかという町長の回答でございました。

これはこれとして、地域の消防の活動のために日夜努力されている103名の方について、今後とも頑張っていたきたいと思いますが、ただ心配したのは、町長が何て言いますか、町の消防を統括する管理者と言いますか、管理者は北見地区消防組合の管理者は北見市長なんですけど、置戸町の消防団を管理するというのか、統括するのは町長でございまして、団員の確保ということは一番大事なことだと思いますし、あと、職員については、一事業所という単位で職員の方70数名おられますけど、その中で一人でも二人でも置戸町役場が民間の同じような事業所という立場を考えた時に、若い方で志のある方で、一人でも二人でも消防団に入っていていただいて、消防の活動を実際に体験してもらおうと。そういったことで、たくさんの役場の職員をたくさん入れろということじゃなくて、一人でも二人でも、その中から消防団に入っていていただいて消防の活動を支援していけばどうかということの私の意見でもございます。

それで、今年、北見地区消防組合の執行方針が示されました。この中に管理者の中から、当然民間

の消防団活動に協力している事業所に対する検証、これは置戸もこの間ありました。2つ目の事業所ということで検証しておりますが、その他に北見地区消防組合としては、執行方針の中に公務員等の入団促進等も取り組みたいということで明確に謳っております。そんなことを含めまして、北見地区消防組合の傘下である置戸町消防団としてもですね、そういった部分でぜひとも取り組みについて、今後検討と言いますか、いろんな形で調査、研究と言いますか、そういうことを含めて、ほかの自治体職員も、他の自治体の職員も団として活躍しているところも、ないことはないと思いますので、そういったことを含めて今後の検討課題と言いますか、そういったことを含めて何らかの形で町の職員が1名でも2名でも団に入って、その消防団の活動を支援していく、そういう考え方がないかということで質問させていただきました。そんなところで、そういったことを含めて、再度ですけど、町長の考えがありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お話は理解しているつもりです。ただ、私は形をそんなに重視することはないんじゃないかなというふうな思いを持っております。

置戸の場合で申し上げるならば、支署の14名体制なんですが、実にしっかりしているというふうにありますし、その置戸消防支署と町の職員との関係については、非常に先程も申し上げましたけれども、密接な関係があるというふうに思います。これは、長い消防と町の職員との長い歴史だと思います。ですから、サイレンが鳴ったら、議員もご承知のように、私の方からどうこう言わなくても、職員は支署の方の事務所の方に駆けつけると。そして、火災であれば、その状況に応じて担当のつかうか、課長の指示のもとで動くというような体制になっているわけでありまして。このことは特段訓練しているわけでも何でもありませんけれども、やはり長い歴史と言いましょか、長い消防との関係が、あるいはその関係を構築してきた結果だというふうに思います。

そういう意味では、今の形、私は決して悪いものではないというふうに思いますし、職員一人ひとりが、いざ有事の時には、そうした行動を、ある種個人の判断として必然的にそうなるというところが、私は非常に望ましいんじゃないかなというふうに思っております。

どうでしょうか、そういう意味では、消防という部分では、職員素人でありまして、いろんな形で手伝いたいという思いで行くでしょうけれども、あまり迷惑かからないような、先程も申し上げましたけれども、やはり被災したところの家族と言いましょか、そういう人たちに寄り添って行動していくというのが、ある種町の職員としては、ベストではないのかというふうに思います。

しかし、消防団員が将来にわたって、ますます充足率と言いましょか、不足を生じているんだというような状況が発生してくれば、また議員からお話がありましたような、町の職員が消防団員になるというようなことも考えていく必要があるのかなというふうに思いますけれども、当面はその必要性はないんじゃないかなというふうに思っているところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 当面は、100名を超える団員さんがおられますので、3,000人の人口規模の町としては、今のところ考えるところはないということで、将来的なことは別として、そういった回答をいただきました。全国的などんな動きが出てくるのか、ちょっと私も分かりませんが、一定程度消防組合として、北見地区消防組合として行政の執行方針の中に管理者からそういっ

た公務員等の入団促進も考えなければならないという方針を示されましたので、そのことについて町としての考えを伺ったところですが、とりあえず置戸町は、まだ団員さんの充足、定員に対する充足っていうのは低いんですけど、同規模の町としては、それ相当の人数が確保されているということで当面はないということで、その回答を持って今回の質問はこれで閉めたいと思いますが、昨年ちょうど、置戸町消防公設されて100周年の記念式典が行われました。

100周年ということで、今年は101年目ということで、新しい消防団という歴史が刻まれてくるんじゃないかと思います。そんな中での今回の質問と、それから今年7月9日、北見分会の消防演習大会が置戸町で開催されるわけですが、これらの機会を捉えまして、やはり消防団の確保が非常に全国的に課題になっているということもいろいろ言われておりますので、今後とも消防団員の確保、それから消防団の充実、そういったことを含めて今後とも町として支援していただければと思ひまして、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○佐藤議長 9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従ひまして、町長に質問をしたいと思ひます。

第6次置戸町総合計画の策定とスケジュールについてということで、お伺いをいたします。

現在、第5次置戸町総合計画も後期の中間年を迎えております。本年度は残り2年半という年になりましたが、平成32年度から始まる次の10年、第6次の置戸町総合計画の策定をどのようなスケジュールで進めていくのかを町長に伺いたいと思ひます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 第6次の置戸町総合計画の策定とスケジュールについてということでありますが、平成22年度から平成31年度までを計画期間とする現計画、第5次であります。この計画は、町民の皆さんや議会の皆さんとともに計画の将来目標である、「自然を愛し、人にやさしいまち」を目指して、そうしたまちづくりを進めていくんだというようなことで策定をいたしました。

そこで、次の第6次の置戸町総合計画の策定であります。平成23年、実は、地方自治法が改正されて、地方自治体における、この基本構想の策定義務というのは、ご承知のようになくなりました。しかしながら、置戸町にはまちづくり基本条例がありまして、この条例において、町は計画的、効率的、総合的な行政運営を行うために総合計画を策定しますという条文がございます。そうしたことから、町民の皆さん、あるいは議会の皆さんから広くご意見をいただきながら、新たなまちづくりの将来像を策定するために、第6次の計画を策定していきたいと、そのように考えております。

なお、策定スケジュールであります。具体的な手法は今後もう少し時間をかけて検討しなければなりませんけれども、現時点で申し上げるならば、平成30年度に策定幹事会を立ち上げまして、以降、総合計画審議会による審議を得ながら、平成31年度に計画案の答申、あるいは町議会へ提案をしていきたいと、そういう流れになろうかなというふうな現在のところ考えているところであります。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 策定とスケジュールということで、町長から答弁をいただきました。

30年、来年ですか、来年には幹事会、審議会ということでスタートしていくのかなというふうな感じておりますけれども、先程、地方自治法の改正により計画の義務がなくなったという話を私も聞いておりましたけれども、いずれにしても基本条例に基づく、まちづくり基本条例に基づく作成と言ひます

か、計画は私自身も作っていくべきだと考えておりますし、地方自治法が変わったとしても、置戸は変わらず第6次の総合計画を作っていくべきと考えております。

また、私、過去のことはよく分かりませんが、5次の総合計画については、置戸町、井上町長の町政の中でも重要な位置づけの第5次の総合計画であったのかなというふうに考えておりますし、つくり込みについても相当な年月と言いますか、時間をかけたのかなというふうに考えております。特に、広島県の方から講師と言いますか、まちづくりの講師を呼んで各地区を回ったり、皆さんと懇談をしながら調査をしながらつくっていった第5次総合計画であったと思いますし、それがもう2年半で終わるという時期を迎えております。まだちょっと5次を振り返るのは早いかと思いますが、当初、人口、平成31年には2,700人になるだろうという話でスタートをしましたが、目標を高く持ち、3,000人という最終目標のもとに5次の総合計画が進んできたと思います。そんな中で、もしかすると今年は、その節目の3,000人を切る年になるのかなというふうに感じておりますが、私個人的には、10年になっていませんけども、5次は相当皆さん頑張っけて町を盛り上げてきたのかなというふうに思います。

それで、6次の計画に向かっていくわけですが、それに対しましては、町民、議会、町もそうですが、一体となった形でのつくり込みが必要かと思っておりますけども、スケジュール等は、今町長から述べられたとおりのと思います。具体的にやはり5次のような深いつくり込みをしていってはいかがと思いますが、その辺の考えが町長ありましたら答弁をいただきたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員もご承知のように、何て言いましようか、国自体の動きっていうのが非常に混沌としていると。見方によってはいろいろあろうかというふうに思いますが、非常に難しい時代に今入っているというふうには私は思っております。しかし、この人口数千人の町が、どう将来にわたって町を維持していくのかっていうのが、非常に大きなテーマとしてあると思っております。

したがって、そこに住んでいる町民の人たちは、この計画を策定するにあたって、決して審議会をつくったから、そのメンバーの人たちに任せておけばいいという時代ではないというふうに思います。ですから、3,000人いたら3,000人の町民の人たちが、やはり精神的には一緒になって計画を作り上げていくんだというような心構え、気概というのが必要なんだろうというふうに思います。

若い人たちも勿論そうでありますけれども、やはりこの高齢社会の中にあって、私いつも申し上げているんですが、高齢者と言われるような人たちも、ここ一つ自分も頑張ろうと、頑張ってみようじゃないかっていうような気概を持ってですね、これからの10年のこういう計画に策定にあたって、積極的なメンバーにはななくても、積極的な発言なり、ご意見というものを伝えていくと言いましようか、その必要性があるというふうに思いますし、そのことを私は期待しているところであります。審議会の形だとか人数だとか、それぞれの役割をどう策定にあたって果たしていくのかというのは、いろんな形があると思っておりますけれども、この辺これから整理をして、町民の方々に理解をしていただいて、参画をしていただくような形をつくっていきたくて、このように思っています。

○佐藤議長 9番。

○8番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から、策定委員だけじゃなくて、町の町民皆でつくっ

ていくんだというお話がありました。そのことについても、私もその通りだと思いますし、ぜひともそういう形で第6次の総合計画が進んでいっていただきたいなというふうに考えております。

また、今5次の後期ですけども、国の総合戦略ということと重なっておりますし、そのことについても、町の総合計画もとの総合戦略だと思います。国がどんなふうになっていくか分からないぞというようなお話もありましたけども、勿論その総合戦略についても、町の人口、いろんなことを考えての戦略でございますので、第6次に向けて継続と言いますか、町としてはやっていくべきかと考えますが、町長の思いがあればもう一度答弁をいただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 そうですね、財政運営ということも勿論重要な要素として出てくると思います。この10年間に限らないですけども、今まで私の前の町長さんも、その前の町長さんもそうでしょうけれども、やはり町をよくしていく、それにはお金がかかるということも十分承知の上であります、やはり財政というのは、やはりきちっと内容と言いましょうか、中身をきちっと認識していないと、自主財源というのは、そうあるわけではありませぬので、将来にわたって、この財源の半分は占めている国からの、いわゆる地方交付税と言われるもの、また、いろんな交付金事業がいろいろ展開されるわけでありまして、私は、この将来これからの10年、あるいは20年を考えていった時に、相当厳しくなっていくだろうというふうに思います。だからといって町をつくっていく部分において、財政がそういう見通しだからといって、計画そのものが小さくなる必要性はないだろうというふうに思います。その辺の兼ね合いが非常に難しいというふうに言わざるを得ないと思うんですが、しかし、ここに住んでいる人たちが満足できるような、そういう計画をやはりつくっていくべきだと思いますし、それぞれがどういう役割を果たしていくのかということも、私は、ある種きちっとしていく必要があるだろうと。計画が単なる計画に終わらないように、皆でそのことを認識しながらつくっていく、その必要性があるんだろうなというふうに思っています。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から10年、20年というお話がありました。まずは、先の10年に向かって第6次の計画が町の指針となるよう期待を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 10時32分

再開 10時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

前段で嘉藤議員の方から、総合計画第6次というような大きなテーマで質問があって、その後に僕の質問と言えば、かなり細かい質問なのかなというようなことで、ちょっと気が引ける部分もあるん

ですが、まず一つ目の質問をしたいと思います。

5月臨時会の中で、バスの購入をするということで2台で660万円。昨日の一般会計補正予算の中で、この2台のへき地患者輸送バス運行業務の委託ということで、361万円ほどの予算計上ということで、その中でもこの運行体制のことについては、担当課長の方から説明がありましたので、ある程度は、その運行体制ということは説明を受けたというふうに理解しています。

重なった答弁ということにもなるかと思いますが、昨日の説明の中では、ちょっと聞き漏らした部分もあるかも知れませんが、65歳以上の高齢者を対象としてということと、また、秋田、勝山、境野地区、そちらの方を走らせる1台。また、もう1台は、置戸地区、川向住民センター、それから拓殖住民センターでの乗り合わせということでの説明だったというふうに思っております。また、月曜日から金曜日までの午前と午後の2便でというような運行体制でということだったと思いますけれども、ここで改めて町長にお伺いするわけですが、1年ほどの運行試験期間を設けて、その後は、またより良いような運行体制を考えていきたいというようなことも答弁、以前にいただいておりますが、現時点で昨日の課長の説明の通りでよろしいのか、その運行体制で行っていく予定なのかということで、まずお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 基本的には、補正予算で課長の方から説明があったとおりであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 明快な答弁で全くそのとおり、それ以上ないと思いますけれども、ただ、前回の臨時議会の時にも名称のことで質問いたしました。へき地患者バスということでの運行でいくのかという、他の名称でもっと親しまれるような名前を付けた方がいいんじゃないかというようなことで質問したというふうに思っております。

その理由としましては、今回、その運行事業の委託ということで説明をされましたけれども、基本的には民生費、社会福祉費、社会福祉総務費という項目の中からの予算計上でございます。あくまでも患者輸送、へき地患者輸送ということでの、この2台のバスの購入であり、このバスの2台の運行ということでいきたいというようなことから、担当課が福祉課ということになるんだと思いますが、従来から地域間バス、あるいはデマンドバス、コミュニティバスというものが町内では必要ではないかということで、質問を今までしてきましたけれども、そういった意味で言いますと、僕は、担当課は、やはり福祉課を離れて、町づくり企画課が持って、当然、高齢者にとって一番大切なバスですがけれども、住民、子供も含めて、町内の方々が利用できるような地域間的なバス、コミュニティバスというものの運行体制というものが必要ではないかなというふうに思いますけれども、そのあたり担当課も含めて町長、今後に向けての考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ご承知のように、患者輸送車と言われる部分、スクールバスを利用して運行しているわけでありまして。行政は、できるだけいろんな補助制度がないかというようなことで、いろんな制度を考える、あるいは検討する。また、いろんな調査をする。そして、法的にっていうか、規制にかからないようなことで運行をするということでやってきているわけでありまして。

したがって、子供を乗せて学校の送迎をするスクールバスと、もう一つは、患者さんの送り迎

えと言いましょか、送迎での活用の仕方と、これを合わせ持って運行してきているわけであります。そのことは、行政の必要経費と言いましょか、掛かる経費について、できるだけ安くっていうか、そういうふうになるように工夫をしているということであります。そのことは基本的には、これからもそのことを視点に置いてやっていかざるを得ないだろうなというふうに思います。

したがいまして、そういう意味では一定程度の制約は覚悟しなければならないというふうに言わざるを得ないと思います。このバスのこと言え、議員の方から、開町100周年の、何て言いましょかね、その時期に合わせてバス運行を、しかも自由にどこでも乗り降りできるんだというふうな、まあそういうふうな運行の仕方というものを打ち出せないのかというふうなご質問もあつたように記憶しています。

しかし、冒頭申し上げましたように、やはりいろんな経費のことだとか、運行にあつての必要な体制の問題だとか、そんなことを考えていくと、一定程度の制約は避けられないというのが行政運営上としての問題としてどうしても残ってくるというふうに言わざるを得ないと思います。

この関係について言え、最も重要なつていうか、最も問題としてあるのは北海道北見バスが運行している、この関係について、やはりきちと整理をしていかなければならない、こうした大きな問題をこれには抱えているということであります。

したがいまして、そのことを念頭に置きながら上手な動かし方つて言いましょか、ルートについても、そのことを念頭に置きながら考えていかざるを得ないというふうなことが、この問題にはあるということであります。過去何年かこういうやり取りはしてきていると思うんですが、この問題について言え、やはりそういう課題がつて言いましょか、クリアしなければならない問題があるということであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 北見バスの関係ですとか、そういうことは以前からも町長の方からありまして、それも十分に理解しているつもりではありますけれども、また、先程言いました、福祉課担当で患者輸送バスという名称のもとで、バスの名前はどのようにでも付けられるんでしょけれども、基本はそういう形態での運行だというふうな、そういう制約もあるということも、ある部分では理解する部分もあることはあります。

ただ、インターネットで道新なんか見てみますと、道東版よく見るんですが、よく出てくるのは、池田町がコミュニティバスの件でいろいろと新聞に掲載されておいます。池田町は、当然ですけれども、地域間バスということで公共交通ネットワークの確保という意味も含めて地域間バスを走らせています。これは平成26年からということ、一回の乗車につき、大人が100円と。子供がその半分の50円と。それは、どこで乗り降りもできて自由にということだというふうな報道されておいます。

当然、池田町としても十勝バスとの関係は、基本的にはあるんだというふうな思つています。先日の道新にまた出ていましたけれども、今度は池田町で十勝バスを応援すると言いますか、その辺りも含めて、今度は十勝バスを利用するにあつては、町の方でチケットの助成をして、負担金100円で十勝バスに、言つてみれば乗り放題と。その不足分は町が十勝バスの方に支払うんすよというふうな報道が出てありました。

そういうことも含めると、まだまだ今回のバス2台の運行に関して、試験運行ということで1年間ほど様子を見るんでしょうけれども、その中でいろいろな方法というものが、もっと考えられるのかなというふうに思います。あまり固定概念的に福祉課が持って、へき地患者輸送バスというようなことで、例えば、昨日の説明ですと、町内のバスで言うと、拓殖住民センターに来てもらうと。また、川向住民センターに来てもらうと。そこに待ってもらって、そこから移動するというようなことでしたけれども、きっと川向住民センターに来ることすら、高齢者にとっては大変なことなのかなというふうにも思います。

そんなことも含めてですね、1年間の試験運行の中でいろいろなことが考えられると思いますが、町長そのあたり、池田町の例を出しましたけれども、そのことも含めて、町長どうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今のことだけでお答えするならば、有料にするかどうかです。これは大きなテーマだと思います。ですから、このバスを動かすという部分において、どれだけ負担を求めるかということ、利用者に対して。そういうことを私は無料で考えているものですから、有料にしても、もっと使いやすいように考えれば、また検討は必要だろうというふうに思いますが、無料である程度のバスが停まるのも制約はありますけれども、それを良しとするか、いやいや有料でもいいからより利用しやすいようにしてくれという声に答えるかと、その辺の問題はあると思います。

それから、愛称の問題が出てましたからお答えしますが、患者輸送車は患者輸送車として必要だと思いますけれども、愛称は作りたいと、決めたいというふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 せっかくと言いますか、長年の質問の中から出てきた今回のバス2台の購入と、その運行ということでございます。本当に実になると言いますか、本当に町民の方々にこの2台のバスを利用してもらうと、本当にいいことを町としてやってくれたわというような、本当に喜んでもらえるようなバスの運行というものを願っております。それに向けては、どんどん制度と言いますか、方式っていうのは変えてもいいというふうに思います。

今、名称のことも出ました。それから費用のことも出ましたけれども、やっぱり高齢化になると免許証の返納ですとか、そういうような高齢者が増えてきて、この地域間を自由に移動できるということは、とっても重要な施策の一つだというふうに思いますので、今後ともいい方向に向かうように進めていっていただきたいなというふうに思います。

そのことを終えまして、次の2つ目の質問に移りたいと思います。

高齢化が進んでということで意味合いとしては同じ理由になるのかなというふうに思います。また、単純な質問です。町長の方から快い答弁をいただければというふうに思います。

川向住民センターの利用についてということでお伺いしますが、最近本当にお悔みごとが多くて、川向住民センターで葬儀が執り行われるということが、今年になってもかなり頻りに利用されております。その中でよく言われることが、本当に小さな玄関で、外履きからスリッパに履き替える。また、自分の履いてきた外履きを下足箱に入れると。その作業っていったら変ですけども、その行為が大

変な状況になっていると。そういうことを考えると、土足のまま入ると、とっても便利なのにね、というような声を多く聞きます。

勝山公民館は、もう既に土足オッケーになっております。拓殖住民センターも昨年の改修で、基本的には土足もオッケーと。まだ土足で使っているという事例はないようですけれども、オッケーだというふうに聞いております。境野公民館は来年ですか、改修工事が始まる時きっと土足利用オッケーということになるんだと思います。秋田の住民センターも土足オッケーです。ということを見ると、川向住民センターだけが履き替えなければならないような状況だというふうに思います。特段、費用が掛かるとかそういったことはないと思いますので、利用の条件、規約になるのか制度になるのか、その辺分かりませんが、土足でもいいですよというように形にぜひともしていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 最初のご質問のバスの関係なんですけど、もう質問はいらないですけども、後ろに傍聴の方がいらっしゃるので、議員の方からは補正予算の答弁を前提にして質問されたというふうに思いますけれども、傍聴に来られている方は、多分ちょっと分からない部分があると思いますので、少し前段バスの関係について申し上げたいというふうに思います。

今年の3月の定例議会で、14人乗りのワゴン車を2台買うということで予算を決めていただきました。現在、購入に向けて契約を終わって、7月頃にバスは入ってくると思います。7月末になると思います。8月からは、それを運行させていきたいと、このように思っておりますけれども、患者へき地患者輸送車という部分については、ちょっと名称がどういう形で入るか私も分かりませんが、少し小さな字で入って、大きな字で名称が入ると思います。

そういうふうになりまして、利用にあたっては町内の医療機関へ受診される方の他に、高齢者あるいは障がい者等の一般利用ということも、このバスについては利用できるというふうになるようにしたいというふうに思います。

秋田、境野、勝山の各地区については、スクールバスから新たにこの購入したワゴン車を使用していきたいというふうに思っております。したがって、これまでのこの乗降場所、乗ったり降ったりですけども、この乗降場所までの移動に苦労されてきた利用者の方、この人たちも自宅付近までの送迎が少し可能になってくるかなというふうに思います。そんな利用の仕方をしていきたいというふうに思っております。

今回のこの新たに運行する置戸市街地区の患者輸送用として購入するワゴン車の使用の部分、市街地の部分ですが、これについては、市街地区を中心にして、この距離のある拓殖に住んでいる方だとか、若松に住んでいる方だとか、それから新光に住んでいる方だとか、こういう地区に住んでいの方を対象にいたしまして、乗降場を設置したいというふうに思っておりますので、前よりは相当利用がしやすくなるんじゃないかなというふうに思っております。

ご承知のように、バスを運行するにあたっては、当然ながら運転手の確保だとかいろんな問題が必要になってくるわけでありまして、今申し上げたような形で運行して、その後、いろんなご意見もあるだろうというふうに思いますが、その時にまたより良い運行体制というものを検討していきたいというふうに思っております。

それじゃあ、もう一点の川向住民センターの利用について、そちらの方に移らさせていただきます。川向住民センターの利用については、特に近年、葬儀での利用が非常に増えてきているというのは、議員の方からお話があったとおりであります。過去3カ年の葬儀での利用というのを見ますと、平成26年度は、1年間で34日、3,451名の利用がありました。また、平成27年は、35日、4,296名。28年度は、42日で6,213名と、平均では全利用日数の約2割、人員では7割を超える利用比率ということになっております。

その際、利用者や、あるいはこの葬儀のお手伝いの方からも、正面玄関での混雑、あるいは不慣れた箇所のご指摘もいろいろありますことから、できる改善について検討したいというふうに思っております。また、生活様式の変化あるいは高齢化から椅子の増設等を図り、葬儀規模の大小に関わらず、近年では座布団での利用は、ほとんどなくなったわけであります。

町内で葬儀が行われる公共施設においては、秋田住民センター、勝山公民館が土足方式にしておりますし、改修計画を予定しております境野公民館も同様の対応を考えているところであります。公共施設の利便性を考えますと、川向住民センターも土足方式に変更したいというふうに思います。

ただ、葬儀会場としての利用あるいは他の利用者、利用者というよりも他の利用への影響も調査しながら決めたいというふうに思います。一部って言いましょうか、部分的には改修もしなければならないと言いましょか、畳の部屋と、それから葬儀の時の遺族の人たち、あるいは葬儀のお手伝いの人たちの食事をするところ、ここについては、一部ドアを入れなければならないのかなというふうに思います。これは管理している人のお話としてそういうことがあるものですから、その辺は検討したいというふうに思っています。

しかし、いずれにしてもできるだけ改修費用が掛からないような形で土足方式にしていきたいなど、そのように思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 なるべく早い時期に土足方式と言いますか、土足でも入れるような形にしていきたいと思えます。

町長言われましたように、お金そんなにかける必要ないと思えますので、本当に利用しやすいように、また、先日の葬儀ですと、とても暑くてクーラーがあればいいのになというふうな方もおられました。そこまでは要求しませんので、ぜひとも早い時期にお願いしたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 3 1 号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から

◎日程第 1 1 議案第 3 9 号 財産の取得についてまで
————— 9 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から日程第11 議案第39号 財産の取得についてまでの9件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。

6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 3款の民生費の、へき地患者輸送車の運行に要する経費ですが、これは従来ですと、スクールバスに併用して患者輸送車を委託して運行させてきたと思うんですが、8月からはスクールバスに変わって2台の専用車で患者輸送車の業務を行うということなんですけど、そうすると、多分スクールバスの部分については教育費の中の小学校と中学校を分けて、それぞれ患者輸送車の部分の経費を見てたと思うんですが、ここの部分についての取り扱いは、どのように考えていますか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 私の方からご説明させていただきます。従来の今のへき地患者輸送車の運行につきまして、8月から変わる点が車両の変更でございます。それで、その他、スクールバスの運行経費の延長として、へき地患者輸送車を利用しているものですから、その部分につきましては、従来どおり教育費に置いてあるスクールバスの運行委託経費に従来の部分は置いとしまして、新しく2台買わせて頂きました、ワゴン車及びその人件費についてのみ、こちらの方に計上させていただいた次第でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 ちょっと分かりにくかったんですけど、その教育費とこっちの方の民生費との関わり合い、8月以降は患者輸送車のいわゆる運転の方の委託料でいるということですが、それ以降のスクールバスで運行していた部分については、なくなるということの認識なんですけど、それについてはっきり分からなかったの、もう一度お願いします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 スクールバスを利用した運行であるという部分から、変更になる点といたしましては、今各地区で運行しております、スクールバスがワゴン車に変わるということでございます。それで、今スクールバスの運行している経費の中では、純然たるスクールバスの運行プラスへき地患者輸送車の運転日数を年間約90日という換算をしまして、その年額人件費といたしましてのトータルで運行しているところから、8月から途中の経過であるということから、スクールバスの運行委託費について、そのままといたしまして新たに当初予算で見えておりませんので、ワゴン車2台分の維持経費分と、それから、その運行に係る純然たる、今回追加する置戸市街線を運行するのに必要な経費をへき地患者輸送車に要する経費で見たということでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 質問重なるかも知れませんが、具体的には8月からスクールバスでの併用の運転の部分についての患者輸送の部分については増えるということで、それを勘案した中で今回90日分の委託料を計上したと、そういう押さえでよろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 今回につきましては、市街地分、今増えます市街地の運行に係る経費を計上したという理解でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 単純なことなんだけど、要するに今の話なんですけど、車両は2台増えたことによ

る、これ事業組合に事業を委託して従来の患者輸送の部分については、携わってもらおうと。この車両が増えた分の費用がここに含まれているということでもいいんですよ。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 はい、お見込みのとおりでございます、今回の挙げさせていただいた部分につきましては、新しく新規のワゴン車2台と、新しく運行します市街線の部分の追加で挙げさせていただいた部分でございます。実は、年度途中での切り替えもございまして、実際ワゴン車に係る運行にした場合に、どれぐらいの経費がかかるのですとか、それからスクールバスの利用からそちらに移行するにあたって、スクールバスの経費全体もどのような影響があるかということも完全に切り分けられないという状況からございまして、このような形での補正予算に挙げさせていただきましたけれども、来年度の新年度につきましては、こういった8月以降の経費等の精査をいたしまして、きちっと要する経費に分けて計上したいなと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 もう一点確認なんですけど、説明では、秋田地区、境野地区、勝山地区というふうに説明を受けたんですけど、その他に例えば、川南、常盤地区なんかは今スクールバスで運行しているんですけど、この部分は、このワゴン車で受けるということよろしいでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○坂森町づくり企画課長 はい。新しく今従来使っておりますスクールバスからこちらのワゴン車で利用をしていただこうと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 農林水産業費のところで、交流促進センター管理に要する経費ということで今回挙がっておりますけども、ゆうゆは4月1日にオープンしてから相当数いろんな形でお金をかけてまた改修あるいは事業をするために投資をしていると思っておりますけど、今後においてこのような事例がまだ発生するといいますか、そういうのをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 ただいまの質問についてお答えをいたします。今回の車両の導入、それから調理器具の導入なんですけれども、調理器具につきましては、改修の際に新たな料理長といましようか、職員等含めまして、運営の方法を検討することにしておりまして、一切調理室については手をかけなかったという経過がございました。その中で、5月15日からスタートするにあたりまして、いろいろと協議をした結果として、大きな器具としては、今回導入する、スチームコンベクションという器具があれば、ほぼこれからの想定されるものに対しては、対応できるというふうにお話を頂いているところであります。

それから、車両の方につきましても、このレストランの開業に伴いまして、必要ということは想定しておりましたけれども、社団側の考え方もいろいろあろうということで、今回スタートした以降に要望等を充分お聞きした上で、この2台を計上させていただいたところでありまして、いずれも調理部分につきましても、このレストランの運行関係につきましても、ほぼこれでこれ以上のものはない

のではないかというふうに現在のところは判断をしているところであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 番号制に要する経費152万1,000円はいいんですが、歳入では、99万6,000円ということで、ちょっと腑に落ちないんですが、これは国の事業ですよ。下の身障者の関係は、36万8,000円で歳入が同じ同額ということで、どうしてこの差ができたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 番号制に係る経費に対しまして、歳入の比率が低いのではないかと、もともと国の事業ではないかというご質問だったんですけども、この補助事業の補助金の算定につきましては、1町村当たり定額の費用算定と、それから3分の2補助の5業務、合わせまして6業務のテスト費用でございます。後の財源充当につきましては、普通交付税の中に含まれているという国からの解釈でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 同じところなんですけども、ちょっと説明の中で分からない点といいますか、ちょっと理解がしにくいのかなというふうに思っていたんですけど、これまでも運用に関して、ソフト系といいますか、システム系のテストをしてきたと。さらなる運用に向けての総合運用のためのテストをします。そして、テスト終了後、約3ヵ月を経て本格的運用ができるようにするというお話だったというふうに思うんですが、なかなか番号制度というのが浸透していない、利用されていないというふうに思うわけですが、本格運用に向けてということなんですけども、この番号制度総じての事業運用に向けて、すべて100%対応できるという考えでよろしいのでしょうか。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 議員ご質問のとおり、番号制度が国民の中にどれだけ浸透しているかということでございますと、なかなか充分成果が得られていないような状況もあります。本町におきましても、マイナンバーのカードの交付率はまだ低い状況にあります。全国でも10%ほどだというふうに聞いておりますが、番号自体はそれぞれご本人さんの方に通知されてまして、様々な申請行為には番号が必要ですよという部分も出てきております。今後、この番号制度を普及するために、あらゆる分野で医療、福祉、それから健康保険、それぞれ税金、納税等に使う予定でありますが、今後どこまで裾野が広がっていくかは、浸透度合いと進捗度合いを見ながら国は進めていくと思われまます。運用につきましては、当初、本年度から本格運用ということだったんですけども、先程、本格運用前に運用テストを必ず行いたいということで、6業務につきましては、本年度実施するという事になってございます。その6業務につきましては、地方税務、住民基本台帳システム、これは総務省所管の事務でございます。それから、児童手当システム、健康保険システム、介護保険システム、障がい者福祉システム、以上の6業務のテストでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。8ページ、9ページ。

7款商工費。9款消防費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款、地方交付税。13款国庫支出金、2項国庫補助金。14款道支出金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第36号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段歳入に進みます。

2. 歳入。7款繰入金、1項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第37号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 還付加算金ということで、システムの不具合で還付するということでしたけども、3名程度対象者がいるということですので、その方たちに十分説明をしてやっていただきたいと思う

んですが、その辺どう心得ているか伺いたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 今回のシステムの不具合につきましては、全国的な不具合でございます、厚生労働省の方から、今回の不具合についての被保険者に対する説明とお詫びの文章と、それから広域連合からも同じように不具合の経過とお詫びの文章を添えて還付の手続きを取ってくれということで指示がきております。還付金につきましては、口座振替になりますけども、別途町の方もそれに合わせて経過の文章を含めて該当者には郵送しようと思っておりますので、また、問い合わせがありましたらきちっと説明してまいりたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段歳入に進みます。

2. 歳入。4款諸収入、2項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 29年と30年、2カ年に渡って国道242号線、従来からずっと要望していった橋が拡幅されて、それに伴う工事によって水道の配管が工事するという事なんですけど、これ29年度の今回の予算ですので、具体的にはこの工事は水道の工事は29年度で完了するという事の確認と、それから補償金が1,100万円ということで、これは100%、今の段階では、あそこの予算書では見ているんですけど、説明によりますと、補償によっては、補償というのは、相手方、開発局なんですけど、そちらの内容によっては若干この補償金が検討する可能性もあるということを知りたいんですけど、その辺確認なんですけど。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 移転工事は、29年度のみで終わります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段歳入に進みます。

2. 歳入。5款諸収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 歳入、雑入で補償金として国の方から1,100万円ということで、100%の補償費ということで今見てますけど、これは今交渉中ということで決まったことではないんですけど、これが変動する可能性があるのかどうかということをお聞きします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 水道管及び下水道管とかというのは、公共性のあるものの補償ということで、公共補償と呼ばれているものなんですけれども、これにつきましては、今ある既存の能力を回復するのみの補償ということで、ちょっと説明の時にもお話したとおり、減耗しなきゃならないというルールがあります。その減耗の計算というのは、あくまでも年数、設置してからの年数をもとに減価償却の計算をするものですから、まだ現在、通水はしていない管であっても、昨年ここで設置してますので、少なからず経過年数が経っているというような状況ですので、その計算式を使うとなると、間違いなく100%の補償費には反映されてこないということになっております。ただ、補償というのは、まだ未使用ですということ国の方には言っていきたいと思っておりますので、その部分の交渉の余地が残っているということをご理解いただければと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第39号 財産の取得について〉

○佐藤議長 議案第39号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 契約金額が1,987万2,000円ということなんですが、これは既存の今ある圧雪車の下取りとか、そういった価格を勘案してというか、それを見ての金額なのか。今ある機械は別に処分するっていう、そういう考えなのか。この入札に入っているかどうか、その辺の確認をお願いします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今回の落札金額につきましては、下取り価格が入っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 11時46分
再開 11時52分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から議案第39号 財産の取得についてまでの9件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから、議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から議案第39号 財産の取得についてまでの9件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第31号から議案第39号までの9件について討論を終わります。

これから、議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から議案第39号 財産の取得についてまでの9件を採決します。

議案の順序で行います。

まず議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第31号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第31号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第32号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第33号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号 置戸町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。
次に議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第34号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第34号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して採決します。

議案第35号から議案第38号までの4件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第35号 平成29年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から議案第38号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの4件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第39号 財産の取得についてを採決します。

議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。1時から再開します。

休憩 11時58分
再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置
の決議

○佐藤議長 日程第12 決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議を議題とします。
本案について趣旨説明を求めます。

8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員 ただいま議題となりました決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議について趣旨の説明を申し上げます。

地方議会にあっては継続的地方分権推進による体質強化、行政改革、広域行政の推進や広域行政課題の対応などとともに、さらなる議会改革、活性化が求められています。しかし、議会改革の試みは人口減による自治体の経費削減、合理化の観点から議員定数の削減、報酬減の傾向にあったように思います。本町議会では、平成11年選挙でも2名を削減し、以降2回の任期ごとに2名ずつ削減し、現在10名で議会運営を行っていますが、人口減に歯止めがかからず、過疎化、少子高齢化は急速に進んでおります。本町で現在進行中の終盤に差し掛かる第5次総合計画、さらにまちづくり基本条例において議会に対し町民や行政と連動したまちづくりを推進する役割が明記されていますが、議員の定数は議員の役割やあり方のみならず、議会としての機能、運営に大きな影響があり、また近年、議員のなり手不足が深刻な問題として話題になっており、議会環境や議員の処遇環境など、総合的な検討課題であると認識をしているところです。

本町議会では、全議員による議会活性化委員会において、ことあるごとに議論をしていますが、議会議員の役割を果たし開かれた議会を前提に、過去2回の選挙状況も踏まえ、これまで任期ごとの節目に設置されてきた特別委員会を今回も設置をし、積極的に議論をし、次期選挙に向けての方針を検討し、明確にしていくことが必要との考えに至りました。よって、地方自治法第109条及び置戸町議会委員会条例第4条の規定に基づき、議員定数についての審査を行うため、議長を除く9人の議員をもって構成する議員定数に関する特別委員会設置の決議を提案するものです。なお、この特別委員会は閉会中も審査ができるものとし、来年6月頃を目途に審査結果報告書を議会に提出できるよう進めべきと考えます。議員各位に賛同くださいますようお願いを申し上げ、趣旨説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから決議案第1号 議員定数に関する特別委員会設置の決議を採決します。

お諮りします。

石井伸二議員ほか2名の議員から提出されました議員定数に関する特別委員会設置の決議のとおり決定し、審議終了まで閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、石井伸二議員ほか2人の議員から提出されました議員定数に関する特別委員会設置の決議は可決され、審議終了まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました議員定数に関する特別委員会の委員の選任については、置戸町議会委員会

条例第6条第4項の規定によって、議長を除く9人の議員全員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議長を除く9人全員を議員定数に関する特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました議員定数に関する特別委員会の委員に申し上げます。

この後、議員控室において第1回議員定数に関する特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

しばらく休憩します。1時25分から再開します。

休憩 13時05分

再開 13時25分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました第1回議員定数に関する特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届きましたので報告します。

議員定数に関する特別委員会の委員長には、石井伸二議員、副委員長には、澁谷恒壹議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第13 意見書案第1号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から

◎日程第18 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書まで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第13 意見書案第1号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から日程第18 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書までの6件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第6号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第1号から意見書案第6号までの6件については趣旨説明を省略することに決定し

ました。

これから意見書案第1号から意見書案第6号までの6件について一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから意見書案第1号から意見書案第6号までの6件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書までの6件を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第1号から意見書案第6号までの6件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書から意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書までの6件については原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第19 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

今定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これでは本日の会議を閉じます。

平成29年第7回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時28分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番
